安心いつでも補償 約款

第1条 【本補償の定義】

安心いつでも補償(以下「本補償」といいます)とはオートバックス加盟店(以下「乙」といいます)において、車検又は12か月法定点検を受けた際、本補償へご加入されたオートバックス会員様(以下「甲」といいます)に対して、所定のロードサービスを利用する事を条件に提供される補償をいいます。

第2条 【本補償の対象車種】

本補償の対象となる自動車(以下「対象自動車」といいます)は乙にて、車検又は12か月法定 点検を受けた自動車かつ以下の用途車種とします。

- ·自家用普通乗用車·自家用小型乗用車·自家用軽四輪乗用車
- ·自家用普通貨物車·自家用小型貨物車·自家用軽四輪貨物車
- ・特殊用途自動車(キャンピング車)

第3条【本補償の種類及び内容】

乙は第5条に定める本補償提供期間中に、日本国内において対象自動車の走行に関し支障が生じた場合、補償内容に含まれる所定のロードサービス利用と乙に依頼する交換作業に対し次に掲げる補償を提供します。

- (1) 始動困難となったバッテリー本体の補償(始動用バッテリーに限る)※
- (2) パンク・バーストしたタイヤ本体の補償※

※いずれも走行困難となり、所定のロードサービスを利用することが条件となります。

第4条の本補償の適用条件を満たし、甲がバッテリー又はタイヤの交換作業を乙に依頼した場合、甲は対象自動車に対して次に掲げる補償限度額までの補償を受けることができます。

| | バッテリー | | タイヤ | |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| プラン | ロードサービス | 補償限度額 | ロードサービス | 補償限度額 |
| | 利用可能回数 | (税込) | 利用可能回数 | (税込) |
| プレミアム | 10 | 15,000円 | 10 | 15,000円 |
| スタンダード | 10 | 10,000円 | 10 | 10,000円 |
| バリュー | 10 | 10,000円 | - | _ |

- 尚、補償限度額は、本体代金にのみ利用が可能です。
 - ※代金の補償限度額を超える部分は甲の負担となります。
 - ※本体代金が補償限度額未満であっても、残りの金額相当分は使用できません。
- 2. 本補償は該当の事象が発生した場合に、ロードサービスの提供と商品本体代金を補償する ものであり、甲に対する金銭の交付は行いません。

第4条 【本補償の適用条件】

次の各号の条件を満たしている場合、乙は甲へ補償を提供いたします。

- (1) 走行困難となり、補償期間内に所定のロードサービスへ利用の申し出があった場合
- (2) 所定のロードサービスによる乙への車両搬送、もしくは所定の窓口への連絡日から7日 以内(翌日を1日目として算出します)に、補償利用の申し出があった場合。
- (3) 所定のロードサービスを利用し、バッテリー又はタイヤ交換前(緊急タイヤ等を除く)の 対象車両を乙に持ち込み、加入者証及び乙が指定した書類等を提示の上で、乙に対 して本補償を利用する旨を申し出た場合。

※オートバックスで通常取り扱いのある製品は、メーカー保証を優先いたします。その場合 ロードサービスは利用済みとなり補償は失効いたします。

第5条 【本補償の提供期間】

本補償の提供期間は、加入日当日から1年間とします。

ただし補償期間内に新たに車検又は12か月法定点検を受け、本補償に継続加入した場合は 既存契約の補償期間満了日翌日から1年間とします。

第6条【本補償の提供回数】

- 1. 本補償の提供は、第3条記載の事象について、補償提供期間中各1回に限るものとします (バリュープランはバッテリーの補償1回のみ)
- 2. ロードサービス利用後、第4条記載の利用期限内に乙に対して補償利用の申し出がなかった場合、補償の提供を受けることはできません。
- 3. ロードサービス出動後に第3条記載の事象に該当しないことが判明した場合、補償は利用済みとなり失効いたします。

第7条【ロードサービスの提供】

ロードサービスの提供は、加入者証に記載の「ロードサービスご利用上の注意」にもとづき提供いたします。

第8条 【本補償を提供しない場合】

- 1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、補償期間中であっても本補償の提供は行いません。
 - (1) 第4条に記載の通り、所定のロードサービスへ利用申し出がなかった場合
 - (2) 乙以外に交換を依頼した場合
 - (3) 加入者証の原本その他乙が提出を求める資料の提出がない場合
 - (4) 甲からご提出頂く書類等に不実の記載がある場合
 - (5) 甲以外の者から本補償の請求がなされた場合
 - (6) ロードサービス利用日から7日以内(翌日を1日目として算出します)に、乙へ 補償利用の申し出がなかった場合
 - (7) 対象自動車が違法改造状態の車である場合
 - (8) 対象自動車が日本国外において走行に関し支障が生じた場合
 - (9)対象自動車が同居の親族以外に譲渡された場合
 - (10) 甲がオートバックス会員を退会した場合
 - (11)直接又は間接を問わず、次の事由により対象自動車の走行に関し支障が生じた場合
 - ①甲または甲の許可を得て対象自動車を運転した者の故意もしくは重大な過失 または法令違反
 - ②地震もしくは噴火又は津波、雪害その他の天災地変
 - ③核燃料物質(使用済核燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物 (原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又は これらの特性に起因する損害
 - ④戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変又は 暴動(群集又は多数の者の集団行動によって全国又は一部の地区において著しく平穏 が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)
 - ⑤差押え、収用、没収、破壊など国又は公共団体の公権力の行使
 - ⑥詐欺又は構領
 - ⑦取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、使用の限度を超える過酷な使用 (レース等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載等)
- 2. 次の各号のいずれかに該当する事象に対しては、本補償の提供は行いません。
 - (1) バッテリー又はタイヤ以外の起因によって車両に支障が生じた場合
 - (2) 法令により定められた運転資格を持たない、又は酒酔い・酒気帯びもしくは麻薬・大麻・アヘン・覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で対象 自動車を運転している場合に生じた損害。
 - (3) 対象自動車に法令等により禁止されているにもかかわらず定着又は装着されている物に 生じた損傷及び当該物に起因して生じた損害

第9条 【車両保険・他のサービス等・第三者からの賠償等との関係】

甲が本補償の対象となる事象に対し、車両保険、第三者からの賠償、その他本補償以外の サービス等から補償をうける場合は、本補償の提供は行いません。

第10条 【本約款の変更】

乙は、本約款を予告なくいつでも変更することができるものとします。この場合、変更以降の本補 償の提供内容及び提供条件は、変更後の約款が適用されるものとし、最新の約款は乙のホーム ページ(https://www.autobacs.com)に記載するものとします。

第11条 【個人情報の使用目的および第三者提供】

本補償運営の目的の他に、新商品情報のお知らせや関連するアフターサービス、市場調査や商品開発、宣伝物・印刷物の送付や営業案内を目的として引受保険会社より乙に提供されます。

第12条 【補償提供の中止】

乙は、3か月間の予告期間をもって甲に通知の上、本補償の提供を中止、終了することができます。ただし社会経済状況の変化、会社経営上の都合その他やむを得ない事由が認められる場合には、お客様に対して予告することなく、直ちに本補償の提供を中止又は終了することができます。

附則

本約款は2023年6月1日から適用を開始します。